総務企画常任委員協議会会議概要

委員長大矢 保副委員長山崎翔 一

- **1 開催日時** 令和 4 年 2 月 10 日 (木曜日) 午前 9 時 58 分~午前 10 時 50 分
- 2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

- (1) 令和4年第1回定例会提出予定案件
 - ①退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問について
 - ②青森市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ③青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て
 - ④専決処分の報告について(青森市立筒井小学校校舎等改築工事)
 - ⑤専決処分の報告について(青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事)
 - ⑥専決処分の報告について(青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事)
 - ⑦専決処分の報告について (青森市立西中学校既存校舎解体工事)
 - ⑧青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - ⑨青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につい て
 - ⑩青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
 - ⑪包括外部監査契約の締結について
 - ②青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

(2) その他

- ①公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適 用するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- ②令和3年度第三セクター経営評価結果及び対応について (一般財団法人青森市文化観光振興財団)
- ③令和3年度第三セクター経営評価結果及び対応について (公益財団法人青森学術文化振興財団)
- ④令和4年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について

〇出席委員

 委員長大矢
 保
 委員山脇
 智

 副委員長山崎翔一
 委員木下
 靖

 委員軽米智雅子
 委員丸野達夫

委 員 渋 谷 勲

委員万徳なお子委員秋村光男

〇欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 舘 山 新 総務部理事 智 成 田 企 画 部 長 織田 知裕 企画部理事 淳 佐々木 税務部長 敬貴 川村 会計管理者 哲 男 枾 崹 選挙管理委員会事務局長 直大 山谷 太 田 綾子 監査委員事務局長 総務部次長 工藤 拓 実

総務部参事 三上 智 幸 Щ 企画部次長 舘 公 税務部次長 工藤 哲 也 聡 浪岡振興部次長 小笠原 監査委員事務局参事 透 八木澤 総務課長 竹 内 巧 企画調整課長 松 島 豊 関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 木 村 結 衣 議事調査課主事 笹 田 貴 子

議事調査課主事 柿 崎 良 輔

○大矢保委員長 皆さんおはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

本日、浪岡振興部長が、文教経済常任委員協議会に出席のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和4年第1回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いを申し上げます。

初めに、「退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問について」総務部長より報告を求めます。総務部長。

〇舘山新総務部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 令和4年第1回市議会定例会へ提出を予定しております退職手当支給制限処分に対 する審査請求に係る諮問事案の概要について御説明させていただきます。

お手元の資料1ページ目を御覧ください。

まず、対象事案につきましては、退職手当支給制限処分に対する審査請求となっております。

当該審査請求の経緯といたしましては、「前提となる事実」及び「審査請求の内容」 に記載のあるとおり、審査請求人は、市内ドラックストアの店員への迷惑行為を繰 り返し、また、店長に暴行を働き、さらには、叔母である高齢女性に対し、殴る蹴 るなどの暴行を加え、肋骨を骨折させる重傷を負わせたとして、令和2年8月5日、 傷害容疑で逮捕されました。

このことから、市長は、審査請求人に対し、同年8月7日付で、地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒免職処分を行うとともに、青森市職員の退職手当に関する条例第19条第1項第1号の規定により退職手当の全部を支給しないとする退職手当支給制限処分を行ったところ、同年11月4日付で、審査請求人が、これを不服として審査請求をしたものであります。

なお、審査請求人は、懲戒免職処分について青森県人事委員会に審査請求を行っており、令和3年7月8日付で棄却裁決とされたところであります。

次に、「2 審査請求の主な理由」を御覧ください。

審査請求の理由につきましては、令和2年8月7日付懲戒免職処分は改められるべきであり、懲戒免職処分が改められる以上、懲戒免職を前提として同日付で行われた退職手当支給制限処分についても改められるべきである。また、仮に懲戒免職に理由があったとしても、退職手当支給制限処分は、審査請求人の行動と比して重きに過ぎるので誤りであるというものであります。

資料下段の「3 議会への諮問」を御覧ください。

本件処分に対する審査請求につきましては、地方自治法第206条第2項の規定によりまして、給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならないとされており

ますことから、令和4年第1回定例会において議会へ諮問する予定としているものであります。

なお、参考といたしまして、資料2枚目に審査請求の制度や手続の流れ等について記載しております。

説明は以上となります。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見ありませんか。万徳委員。
- **〇万徳なお子委員** この審査請求人の刑事事件はもう結論が出ているのか、現在、 どのような状況になっているのか教えてください。
- **〇大矢保委員長** 総務部長。
- **〇舘山新総務部長** ただいまの御質疑にお答えいたします。

既に判決が出ておりまして、懲役1年6か月、執行猶予4年というような形になっております。

〇大矢保委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇大矢保委員長 なければ、これにて質疑は終了いたします。

次に、「青森市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○舘山新総務部長 令和4年第1回定例会へ提出を予定しております青森市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、条例の制定の概要ですが、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされ、これを踏まえ、国家公務員の服務の宣誓の実施方法を変更するため、職員の服務の宣誓に関する政令が改正されたところであります。

本市におきましても、申請書等の押印に関する指針が策定され、令和3年10月1日から申請書等への押印の義務づけが原則廃止されたところであります。

これにより、本市におきましても、職員の服務の宣誓の際に署名及び対面を不要とするため、面前及び署名に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定しようとするものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行することとしています。 説明は以上となります。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、質疑・御意見ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇大矢保委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

〇舘山新総務部長 令和4年第1回定例会へ提出を予定しております青森市職員 の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げま す。

資料を御覧ください。

初めに、国家公務員の育児休業等について、人事院規則が改正されることにより、 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が義務づけられたところで す。

これにより、本市におきましても、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のため、 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等に関する措置について規定しようとする ものであります。

また、非常勤職員の育児休業等について、本市ではこれまでも人事院規則に則り 運用を行ってきたところでありますが、今回の改正に併せ、育児休業を取得できる 要件等についての規定を明記しようとするものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上となります。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見ありませんか。丸野委員。
- **〇丸野達夫委員** すみません。条例の制定についてで、資料として条例案を見せてください。

[舘山新総務部長「すみません、あの――はい」と呼ぶ]

- **〇丸野達夫委員** 概要だけでいい。(発言する者あり) ああ、いいです。
- **〇大矢保委員長** ふつうは、改正前、改正後って比較してやるじゃない。

[丸野達夫委員「欲しかったんです。本チャンで」と呼ぶ]

- **〇大矢保委員長** 総務部長。
- **〇舘山新総務部長** すみません。今は頭出しの常任委員協議会になりますので、本番のときにつく予定となっております。すみません。

[丸野達夫委員「はい、分かりました」と呼ぶ]

〇大矢保委員長 ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について(青森市立筒井小学校校舎等改築工事)」から「専 決処分の予定について(青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事)」までの3件 については、関連がありますので、一括して報告を求めます。総務部長。

〇舘山新総務部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

このたび、令和3年第2回定例会において御議決をいただきました青森市立筒井 小学校校舎等改築工事、同小学校校舎等改築電気設備工事、また、同小学校校舎等 改築空調設備工事の3件につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせてい ただきましたので、御報告申し上げます。

なお、前回、1月の総務企画常任委員協議会において、専決処分をさせていただく予定である旨あらかじめ御報告していた案件であり、工事名及び変更契約額以外の変更内容が共通しておりますので、一括して御説明申し上げます。

変更内容につきましては、青森市立筒井小学校校舎等改築工事の資料に基づいて御説明いたします。

報告事項(1)④の資料01-04を御覧ください。

変更内容でありますが、国におきましては、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価が従前の労務単価に比して全国平均で1.2%上昇したことを受け、予定価格の積算に旧労務単価を適用して令和3年3月1日以降に契約を締結した工事につきましては、新労務単価に基づく請負代金額の変更をすることができる特例措置を実施したところであり、本市におきましても、これに準じた特例措置を令和3年4月12日付で実施することとし、業者等に周知していたところであります。

このたび、筒井小学校校舎等の改築に係る3件の工事につきまして、相手方から、 それぞれ請負代金額の変更協議の請求があり、協議の結果、増額変更を行ったもの であります。

青森市立筒井小学校校舎等改築工事の変更契約額につきましては、今回の変更により増額となります金額は210万1000円で、変更前の契約金額24億7500万円の0.08%の増額となります。

次に、報告事項(1)⑤の資料 01-05 を御覧ください。

青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事の変更契約額につきましては、132 万9900円で、変更前の契約金額2億3154万100円の0.57%の増額となります。

次に、報告事項(1)⑥の資料01-06を御覧ください。

青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事の変更契約額につきましては、70万 4000円で、変更前の契約金額2億6186万6000円の0.27%の増額となります。

これら3件の工事とも、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております、変更により増額する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、それぞれ、資料の専決処分日に記載のとおり、令和4年2月2日、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により変更契約の締結をさせていただいたところであります。同条第2項の規定に基づき、令和4年第1回定例会に報告することとしております。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの説明について、御質疑・御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇大矢保委員長 なければ、これにて質疑は終了いたします。

次に、「専決処分の報告について(青森市立西中学校既存校舎解体工事)」について報告を求めます。総務部長。

○舘山新総務部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

このたび、令和3年第2回定例会において御議決をいただきました青森市立西中 学校既存校舎解体工事について、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただき ましたので、御報告申し上げます。

なお、これにつきましては、前回、1月の総務企画常任委員協議会において、専 決処分をさせていただく予定である旨あらかじめ御報告していた案件であります。

資料の「2 変更内容」でありますが、地中のコンクリート製杭の杭長――杭の長さです――が設計より長かったことにより増工が必要となること、及び、撤去する地中の集水槽設備の深さが設計より深かったため、周囲の地盤が崩れないよう山留め壁を増設する必要があることから、増額変更を行ったものです。

変更内容の内訳につきましては、資料別紙を御覧ください。

増額の内容や金額については記載のとおりとなっており、各項目の変更金額を合計した 1078 万円が増額となったものであります。

資料の1枚目に戻っていただき、資料の「3 変更契約額」についてでありますが、今回の変更により増額となります金額は、ただいま資料別紙で御説明申し上げましたとおり 1078 万円で、変更前の契約金額 3 億 6267 万円の 2.97%の増額となります。

これは、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております、変更により増額する金額が変更前の金額の 10 分の 1 に相当する額を超えないものでありますことから、資料の「4 専決処分日」に記載のとおり、令和 4 年 2 月 2 日、地方自治法第 180条第 1 項の規定に基づく専決処分により変更契約の締結をさせていただいたところであり、同条第 2 項の規定に基づき令和 4 年第 1 回定例会に報告することとしております。

説明は以上となります。

税務部長。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇大矢保委員長** ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。 次に、「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。
- **〇川村敬貴税務部長** 令和4年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 制定理由」でありますが、今回の改正は、令和3年6月11日に公布された 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 による地方税法等の一部改正に伴い、青森市市税条例において改正が必要な項目に ついて改正しようとするものであります。

それでは、改正項目について御説明申し上げます。

「2 主な改正項目について」を御覧ください。

未就学児の国民健康保険税の均等割額の軽減制度の導入についてであります。

国民健康保険税は、応益と応能に応じて設定され、応益税である均等割については低所得世帯に対して軽減措置が講じられており、国においては、令和2年5月29日、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、子どもの数に応じた国民健康保険税の負担軽減を行う地方公共団体への支援を着実に実施することが閣議決定されたことを受け、地方税法等の一部を改正し、令和4年4月1日から、子どもに係る均等割額を軽減することとされたところであります。

その内容は、国民健康保険加入全世帯における小学校に入学する前の子どもについて、国民健康保険税の均等割額の5割を公費により軽減するものであり、国民健康保険税の法定軽減の有無にかかわらず対象となるものであります。具体的には、資料の中ほど、ちょっと下にあります表にも記載しておりますが、法定軽減なしの場合は5割軽減となり、法定軽減7割・5割・2割の対象者の場合は、残りの半分が軽減されることとなり、それぞれ合計で、7割軽減の場合は8.5割の軽減、5割軽減の場合は7.5割の軽減、2割軽減の場合は6割の軽減となるものであります。

主な改正項目については、以上のとおりであります。

説明は以上でございます。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見がありましたら挙手を お願いします。万徳委員。
- **○万徳なお子委員** このたびの軽減によって、数字で金額がお示しいただけるならば、平均額あるいは総額をお持ちでしたら教えてください。
- **〇大矢保委員長** 税務部長。
- **〇川村敬貴税務部長** 軽減される影響額ということでよろしいでしょうか。おおむね720万円程度であります。
- **〇大矢保委員長** 万徳委員。
- **○万徳なお子委員** 720 万円というのは、軽減される総額という意味ですか。平均は、人数にもよるし、おのおのだと思いますが、何か持って……。個人負担、軽減の数字があれば教えてください。
- **〇大矢保委員長** 税務部長。
- **〇川村敬貴税務部長** 世帯の数といいますか、子どもの数もまちまちでありますので、そういう平均の数字は算出しておりません。申し訳ございません。

○大矢保委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

〇川村敬貴税務部長 令和4年第1回定例会に提出を予定しております青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、「1 制定理由」について御説明申し上げます。

本市では、福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭、父母のいない児童、父母の一方が障害の状態にある方に対し、ひとり親家庭等医療費助成として、保険診療に係る医療費の自己負担分について助成しております。

去る令和3年12月24日、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、児童扶養手当法施行令に規定する視覚障害の認定基準が改正されたことから、これを準用している青森市ひとり親家庭等医療費助成条例において必要な改正を行うものであります。次に、「2条例の改正項目について」を御覧ください。

今回、国による改正が行われた背景として、障害認定基準は、国において、必要に応じて新しい医学的知見等を踏まえた見直しを行っておりますが、今般、特別児童扶養手当等の認定(眼の障害)に関する専門家会合における視覚障害に係る障害の状態に係る議論等に基づき、必要な見直しが行われたものであります。

その概要といたしましては、父母のいずれか一方の障害の状態に係る視力の障害 認定基準について、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による基準に変更 されました。また、視野障害についても、障害の程度に応じた適切な評価ができる よう基準が追加されました。

その内容につきましては、資料の中ほどに記載のとおりです。

本条例の施行期日は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の施行期日と 同日の令和4年4月1日からとしております。

資料2ページ目に、「4 ひとり親家庭等医療費助成の概要」を記載しております。 今回の改正に当たり、助成対象が拡大となりますが、施行期日以前に障害の基準に 該当する方が、令和4年4月1日以降に申請の手続をされた場合であっても、自己 負担分を施行期日に遡及して助成することとしております。また、今般の基準の見 直しにより、新たに助成の対象になると思われる方に対しては、郵送等の方法によ り申請を促し、併せてホームページや「広報あおもり」での周知に努めてまいりま す。

御参考までに、身体障害者手帳の登録状況を確認いたしましところ、該当する方

は現時点ではいらっしゃいません。高校3年生のお子さんをお持ちの家庭が1例ありますけれども、3月で卒業されて、4月以降は対象外ということになります。 以上でございます。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御意見・御質疑ありますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇大矢保委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。選挙管理員会事務局長。

〇山谷直大選挙管理委員会事務局長 令和4年第1回市議会定例会に提出を予定 しております青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正 する条例の制定について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

初めに、「1 概要」についてですが、青森市議会議員の選挙に関し、ビラの作成についての公営――公営というのは、すなわち、選挙運動のために使用するビラの作成費用について、候補者が自ら費用負担するのではなく、公費で負担することでありますけれども、その公営化を図る等のため、青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例を改正しようとするものであります。

次に、「2 根拠法令」ですが、2点ありまして、1点目は、平成31年3月1日 に施行された改正公職選挙法であります。

委員の皆様御承知のとおり、選挙運動における文書図画の頒布につきましては、 公職選挙法の規定により厳しく制限されております。従来から、長の選挙について はビラの頒布は認められており、かつ、市町村の条例の定めにより公営化すること ができることとされておりまして、本市においても既に市長のビラの公営に関する 条例は制定済みで、公営を実施しております。

一方、議員の選挙につきましては、前回、平成30年10月28日の市議会議員選挙の後、平成31年3月1日に改正法が施行され、頒布可能枚数は異なりますが、市長と同様、ビラの頒布及び条例の定めによる公営化が可能となりましたことから、本年秋に控えております市議会議員選挙から公営を行うべく条例を改正しようとするものであります。

なお、市議会議員の選挙において頒布することができるビラの枚数は、上限 4000 枚となっております。

根拠法令の2点目は、平成28年4月8日に施行された改正公職選挙法施行令であります。

こちらは、選挙運動用ビラの作成の公営限度額の引上げで、選挙運動用ビラの作成の公営に係る単価が7円30銭から7円51銭に引き上げられたものであり、市議会議員のビラの公営化を図るタイミングに併せて、また、他都市における単価の改正状況を踏まえ、今般、本市においても国の単価と同額の7円51銭に引き上げるべ

く、条例を改正しようとするものであります。

「3 改正内容」についてですが、1点目は、市議会議員の選挙におけるビラの作成の公営化で、具体的には、先ほど御説明いたしましたとおり、現在、既に市長のビラの公営に関する条例がありますので、その条例中、表のとおり「青森市長」の前に「青森市議会議員及び」の文言を追加いたします。

改正内容の2点目は、選挙運動用ビラの作成の公営限度額の引上げで、こちらも 先ほど御説明しましたとおり、公営の単価を国の単価に合わせるため、ビラの作成 の公営に係る1枚当たりの単価7円30銭を7円51銭に改めます。

「4 候補者一人当たりの公費負担の限度額」につきましては、以上2点の改正を行った場合には、資料のとおり、公営単価7円51銭にビラの頒布可能枚数4000枚を乗じて、3万40円となります。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしており、具体的には、 本年秋に控えている市議会議員選挙から改正後の条例の規定が適用されることとな ります。

続きまして、資料2を御覧ください。

こちらは、ビラの公営を行う際の手続のフロー図です。①として、候補者はビラ作成業者と有償契約を締結していただきまして、②として、候補者が選挙管理委員会に契約書の写しを添えてビラ作成契約届出書を提出いたします。次に、③として、候補者が選挙管理委員会にビラ作成枚数確認申請書を提出し、④として、選挙管理委員会が候補者にビラ作成枚数確認書を交付します。次に、⑤、候補者がビラ作成業者に④で選挙管理委員会から交付されたビラ作成枚数確認書を、また、⑥、候補者がビラ作成業者に候補者自ら作成したビラ作成証明書を、それぞれ提出いたします。選挙の結果、供託物が没収されない場合に限り、⑦、ビラ作成業者がビラ作成証明書及びビラ作成枚数確認書を添えて、選挙管理委員会に請求書を提出します。最後に、⑧、選挙管理委員会からビラ作成業者に対し、ビラ作成代金をお支払いするという流れであります。

現在、既に実施しているポスター等の公営と大まかには同様ではありますが、具体的な手続、書類作成等につきましては、実際の選挙の際に御説明いたします。 説明は以上でございます。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御意見・御質疑ありますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **○大矢保委員長** 次に、「包括外部監査契約の締結について」報告を求めます。監査 委員事務局長。
- **○太田綾子監査委員事務局長** 令和4年度包括外部監査契約の締結について御説明いたします。

包括外部監査の契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ議会の議決を経ることとされておりますことから、令和4年第1回定例会に提案を予定

しているものであります。

包括外部監査は、中核市に毎年度の実施が義務づけられており、市の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者が監査を行う制度であります。

それでは、資料を御覧ください。

まず、契約の概要でありますが、包括外部監査の実施に当たり、令和4年度に係る契約を締結するものであります。

契約の目的は、包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の 提出であります。

次に、契約の相手方につきましては、本市在住の公認会計士、髙橋政嗣氏としたいと考えております。

今年度、議会の御議決を経て、日本公認会計士協会東北会青森県会の推薦である 髙橋氏と契約を締結しておりますが、髙橋氏は本市の財務管理等の状況を把握して いることや、これまで本市や青森県の包括外部監査人補助者としての経験もあり、 地方公共団体の財務監査事務に精通し、優れた識見を有するものと認められること から、同氏が適任であると判断したものであります。

なお、地方自治法の規定では、同一人と連続3回契約することが可能となっております。

次に、公認会計士と契約を締結する理由でありますが、公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であることから、包括外部監査契約の締結者として適任と考えていることなどであります。

なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ 監査委員の意見を聴くこととなっておりますが、監査委員からは、髙橋政嗣氏と契 約を締結することについて異議がない旨の御回答をいただいているところでありま す。

説明は以上でございます。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇大矢保委員長** ないようですので、これにて終了いたします。

次に、「青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について」報告を求めます。消防長。

○成田智総務部理事 令和4年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、改正理由についてであります。

全国の消防団員数が減少している状況を踏まえ、消防団員の処遇の改善に向けた

取り組むべき事項等について、消防庁長官通知が発出されたことを受け、本市におきましても、その趣旨を踏まえ、青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部改正を行うものであります。

次に、改正の概要であります。

まず、条例第8条と第10条第2項関係につきましては、国から示された条例例を参考に文言の改正をするものであります。

次に、別表第 1、報酬年額につきましては、副団長は、報酬年額を 6 万 2200 円から 6 万 9000 円に、分団長は、4万 5800 円を 5 万 500 円に、副分団長は、3 万 1400 円を 4 万 5500 円に、部長は、2 万 6900 円を 3 万 7000 円に、班長は、2 万 5000 円を 3 万 7000 円に、団員は、2 万 2100 円を 3 万 6500 円に引き上げる改正をするものであります。

なお、改正後の報酬額は、普通地方交付税単価と同額に設定したものであります。 次のページをお開きください。

別表第1備考中の動力消防ポンプを操作する者に対しての報酬額を月額 2170 円から 2000 円に改正するもので、時間単価 1000 円、1回の作業時間1時間、一月の作業回数2回を基に設定したものであります。

続きまして、別表第2、出動報酬につきましては、上の表は改正前の出動報酬となります。改正後は、災害出動1日当たり 4000 円、また、8時間を超えた場合は8000円とし、災害出動以外の1日当たり2000円に改正するものであります。

なお、金額につきましては、国が定めた出動報酬標準額から時間単価 1000 円とし、過去の平均活動時間など消防団活動の実態を基に設定したものであります。

施行につきましては令和4年4月1日を予定しております。

説明については以上でございます。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇大矢保委員長** ないですね。質疑はこれにて終了いたします。

次に、「その他」の報告を求めます。

初めに、「公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部 を適用するための関係条例の整備に関する条例の制定について」報告を求めます。 総務部長。

○舘山新総務部長 令和4年第1回定例会へ提出を予定しております公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例のうち、総務部に関係いたします青森市事務分掌条例、青森市職員定数条例、青森市職員の特殊勤務手当に関する条例、青森市職員の育児休業等に関する条例について御説明申し上げます。

なお、これらの条例につきましては、下水道部門を企業局へ統合するための改正 でありますことから、青森市公営企業の設置等に関する条例ほか4件の条例と1つ の議案となっており、市長事務部局水道部を所管する都市建設常任委員会に付託されることとなります。

初めに、条例の制定の趣旨でありますが、公共下水道事業等に地方公営企業法の全部を適用し、公営企業管理者が公共下水道事業等を管理することで水道事業及び公共下水道事業等の事務を集約し、効率的・合理的な企業運営を図るものであります。

続きまして、別紙1を御覧ください。

青森市事務分掌条例の一部改正について、今回の改正は、水道事業及び下水道事業等の事務を集約することにより、効率的・合理的な企業運営を図るため、下水道部門を企業局へ統合しようとするものであります。これによりまして、市長事務部局の部の設置及び分掌事務の規定から水道部を削除するものであります。

続いて、別紙2を御覧ください。

青森市職員定数条例の一部改正について、今回の改正につきましては、市長の事務部局の職員定数から公共下水道事業等分の人数を減員し、公営企業の事務部局の職員の定数中、公共下水道事業等分を増員するものであります。

次に、青森市職員の特殊勤務手当に関する条例につきましては、今回の改正は、 下水処理作業手当、下水管きょ清掃等手当及び水質検査、塩素取扱手当に係る規定 を削除し、また、夜間特殊業務手当の要件から下水処理作業に従事した場合を削除 するものであります。

最後に、青森市職員の育児休業等に関する条例につきましては、今回の改正は、 特殊勤務手当に関する条例において下水処理作業手当の規定が削除されることに伴い、当該規定を引用している条項を削除するものであります。

施行期日でありますが、令和4年4月1日から施行を予定しているものであります。

説明は以上となります。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御意見・御質疑ありますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇大矢保委員長** ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和3年度第三セクター経営評価結果及び対応について(一般財団法人青森市文化観光振興財団)」及び「令和3年度第三セクター経営評価結果及び対応について(公益財団法人青森学術文化振興財団)」の2件については、関連がありますので、一括で報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、令和3年度第三セクター経営評価結果及び対応について御報告いたします。

本市では、平成22年10月に策定しました青森市第三セクターに関する基本方針において、第三セクターの経営状況及び経営評価の結果を毎年度、定期的に議会に対して御報告することといたしております。

本常任委員協議会への報告の対象となります法人は、昨年度から合併に伴い企画部所管となっております一般財団法人青森市文化観光振興財団、また、例年御報告させていただいております公益財団法人青森学術文化振興財団の2団体であります。

初めに、一般財団法人青森市文化観光振興財団について御報告いたします。

お手元の資料「令和3年度第三セクター経営評価結果及び対応について」をお願いいたします。

この資料につきましては、今年度の経営評価結果及びこれを踏まえた今後の法人 や市の対応についてまとめたものであります。

「1 令和3年度 経営評価」をお願いします。

経営評価における評価項目につきましては、「目的適合性」などの6項目とし、第一次評価を当該法人が、第二次評価を当局が、第三次評価を外部有識者で組織する青森市第三セクター経営評価委員会が、それぞれ「概ね良好」、「改善の余地あり」、「大いに改善を要する」の3段階で評価をしております。

当該法人は、第一次、第三次、第三次評価のいずれも、「財務の健全性」について、新型コロナウイルス感染症の影響等による事業収益の減少により赤字決算ということになったことから、「改善の余地あり」との評価結果となっております。また、経営評価委員会からは、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の減少がユーサ浅虫の物販収入の大幅な減少の要因となったことから、今後は、観光客だけではなく地域住民による施設の利用促進などコミュニティ志向のビジネスにも力を入れる必要があるとの御意見をいただいたところであります。

令和2年度決算であります。当期損益が2931万4000円の赤字となっております。 その主な要因ですが、ユーサ浅虫の3361万6000円の赤字となっております。

市からの収入としましては、全体で5億9303万8000円、経常収益に占める割合は72.8%でありますが、このうち8割は指定管理料が占めております。

次に、評価結果を踏まえた第三セクターの対応として、取組状況であります。令和3年度につきましては、昨年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、施設の休館、イベントの中止など計画通りに進めることができなかった取組がありますものの、各事業所におきまして責任者を配置し、部門ごとの損益管理を行うなど、経営基盤の強化を図っております。また、ユーサ浅虫につきましては、「ゆーさ広場」の開催、鉢花コーナーやカプセルトイコーナーの増設など、来館者の増加策に努めているところであります。

令和4年度以降につきましては、当財団の経営健全化に向け、地域住民の利用の 促進に努めるとともに、青森市や関係団体との連携を強化し、持続可能な法人とし て収益性の高い自主事業を展開していくこととしております。

「3 市の対応」であります。ユーサ浅虫に関しましては、令和4年7月のリニューアルを目指し、物販コーナーの改修やキッズコーナーの設置、案内表示の改修などを行い、浅虫地域の拠点として、観光客のみならず地域住民の利用促進を図り、魅

力ある道の駅となるよう取り組むこととしております。また、新型コロナウイルス 感染症拡大により物販収入が減少していることから、毎月、売上げ状況を確認し、 改善に向けた協議も行っているところであります。

今後も、財団全体として当期損益の収支均衡を最低限維持できるよう、経営戦略 プランに基づいた取組等の計画的な実施、収益事業の更なる検討・実施を求めてい きたいと考えております。

参考資料としまして、経営評価の詳細を記載した経営評価シート等を添付しております。後ほど御確認いただければと存じます。

次に、公益財団法人青森学術文化振興財団について御報告いたします。

資料の「1 令和3年度 経営評価」を御覧ください。

当該法人は、第一次、第二次、第三次評価のいずれにおきましても、全ての項目 において「概ね良好」であります。

次に、令和2年度決算であります。当期損益は923万6000円の黒字、累積損益に関しましては2億8651万8000円の黒字となっており、市からの収入はありません。

次に、「2 第三セクターの対応」であります。平成30年度に策定した経営戦略プランに基づき、設立目的達成に向けた取組を継続することとし、その取組状況として、令和3年度につきましては、大学等による地域還元への支援を行うとともに、資産運用による事業費の確保により、安定的な経営に努めることとしております。

令和4年度以降につきましても、資産運用による安定・継続した事業費や運営費 を確保しながら、効率的・効果的な事業実施に努めていくこととしております。

最後に、「3 市の対応」であります。財団が実施します懸賞論文の応募件数の増加に向けて応募テーマの見直しを行うなど、応募しやすい環境を構築するよう指導するとともに、資産運用収入により事業を実施する財団でありますことから、今後におきましても計画的な資産運用により健全経営を継続すること、効率的・効果的な事業実施に取り組むことを促していくこととしております。

なお、先ほどの青森市文化観光振興財団同様、参考資料といたしまして、経営評価の詳細を記載した経営評価シート等を添付しております。後ほど御確認いただければ幸いです。

以上でございます。

〇大矢保委員長 ただいまの説明について、御意見・御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ちょっと、今、資料配付されているので、次の委員会までに目を 通しておいてください。

それでは、次に移ります。「令和4年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について」報告を求めます。税務部長。

〇川村敬貴税務部長 令和4年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について御説明申し上げます。

資料の「1 改正時期について」を御覧ください。

昨年末に閣議決定されました令和4年度税制改正大綱を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律案が、現在開会中の第208回通常国会に提出され、今後審議される見込みとなっておりますが、この法案には、令和4年4月1日から施行される令和4年度の固定資産税に関するものが含まれております。

この地方税法等の一部を改正する法律案の成立及び公布時期は例年3月末であり、令和4年第1回定例会が閉会していることが想定されますことから、例年通りのスケジュールで進んだ場合、令和4年4月1日から施行される部分の改正については、青森市市税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項に基づき専決処分させていただきたいと考えております。

次に、資料の「2 専決処分による条例改正が予定されている項目について」を 御覧ください。

専決処分による条例改正が予定されている項目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置に係るものであります。この措置は、市町村間・土地間の評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額の目途——なお、これは商業地にあっては6割としておりますが、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していくための措置であります。

令和3年度の条例改正においては、納税者の負担感に配慮する観点から、当該年度――令和3年度に限り、地価上昇により税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講じたところでありましたが、今回、令和4年度の条例改正においては、景気改善に万全を期すため、負担調整措置について、激変緩和の観点から、当該年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行評価額の5%としているものを2.5%とする特別な措置を講ずるものであります。

なお、当措置について専決処分した場合には、当該処分による条例改正に係る資料を速やかに議員の皆様に提供すると共に、次期定例会において、専決処分の承認を求める議案を提出させていただくこととしております。

以上でございます。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御意見・御質疑ありますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇大矢保委員長** ないものと認め、次に移ります。

そのほか、理事者のほうから報告事項等ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇大矢保委員長 また、委員の皆さんからも御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 どちらもないようですので、以上をもって、本日の案件は全て終了いたします。これにて本日の協議会を閉会いたします。御苦労様でした。

(会議終了)